



石田 幹夫

―団体交渉事前協議―
今回の合同労組問題の会社側の責任者であるC常務は、担当者として指名した社員D・Eを呼んで「団体交渉申入書」を前にして最終の打ち合わせに入った。

C常務は、両名を前にして、

「合同労組との団体交渉は『荒れるもの』と言われてるのが世間の一般的な評価だ。

しかし合同労組と一口で言っても、古典的・穩健的な合同労組、さらには急進的・戦闘的な合同労組まで、その姿はまさにさまざまである。

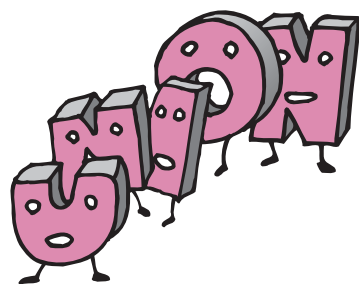
私が得た情報によると、今回の当社の交渉相手である合同労組は、穩健と戦闘の中間的存在と聞いている。

『荒れる団体交渉』の原因は何も一方的に合同労組側のみあるわけではない。むしろ、団体交渉の申し入れを受けた企業側にあるといっても過言ではないと思われる場合も多い。

団体交渉の申し入れを受けた事業場で、強引とも思われる手段を使って団体交渉から逃げようとする。逃げようとして事前協議どころでなく、悪口雑言をもって合同労組から受ける災難を振り撒く。

これが合同労組の耳に入らないわけがない。このような状態で、しかも事前協議も十分でないままに団体交渉に入れば『荒れる団交』となるのは当然のことだ―

と説き、団体交渉を前



にしての事前協議の重要性を長々と説明した。

最後にC常務は、
「仲良く団体交渉をしようとは思わないが、団体交渉の当事者であるB君は、まがりなりにも10年当社で働いていてくれた人物だ。今回の団体交渉は2回から3回のところで決着するつもりだ」とまで言い切った。

C常務の指示を受けた社員D・Eは合同労組の書記長との間で連絡を取り合い、団体交渉の事前協議を行った。

日時

第一回団体交渉の日は
双方で協議し決定した。

交渉の時間は、午後2時から午後4時までの2時間厳守とした。

団体交渉には合同労組側から執行委員長、書記長、それにB本人が出席する。もしBが当社の社員をそのまま、合同労組に加入したとすると『勤務時間中に団体交渉に参加する社員Bの賃金はどうするのか』などの検討問題が生ずるかもしれないが、Bはすでに在籍者でないので賃金問題は生じない。

場所

合同労組は団体交渉申入書で場所は、―貴社事業所内、あるいは貴社が希望する名古屋地区に近い場所―としてきている。もちろん、会社には団体交渉を行う会議室があり、自社の会議室を使って団体交渉を行うとすれば、ホームグラウンドでの交渉であり、心理的には安定感があるが、その反面、見知らぬ合同労組の執行委員長、書記長が会

社に入ってくることになるのでこれはまずい。そこで、名古屋市内の中級クラスのホテルの一室を借りて団体交渉をすることにした。

団体交渉を行うホテルに対して、

―6名が会議を行う、広くもなく、狭くもない室、テーブルを挟んで椅子が3脚づつ向き合うようにする。

テーブルクロスは、ホテルにあるテーブルクロスのうち最も明るい色のものを使ってほしい。

なお、テーブルの上には、小ぶりの花瓶を置くように。

会議は2時間で終わる予定であるが、途中コーヒーか紅茶などを注文する予定である。とにかく、室は明るい雰囲気がかもし出るようにしてほしい―と注文をつけて団体交渉の室を予約した。